

令和7年度

京都市立上高野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総 則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

なお、本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法第71号・平成29年3月14日改訂）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

どんな条件・環境があっても人が人の人権を侵害する、「いじめ」はあってはならないものである。我々、上高野小学校教職員は児童が安心して学校内外で学習し、様々な活動を行えるよう、いじめ根絶を目指し日々指導していくものとする。

いじめは児童の未熟さ、社会性の未完成さから由来することが多く、常に適切な指導、助言を行うことでいじめの発生は防げると考える。即ち、いじめが、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許し難い行為であることをすべての児童が十分理解できるように指導することを基本的な姿勢とする。全ての児童がいじめを行わず、もし、いじめを認識した時はどのような正しい行動をとればよいのか考え、行動できる児童を育成するためには、学校・家庭・地域・行政等が連携することが大切である。そのうえで、本校がいじめの発生を防止するために、児童に対してどのような指導を行っていくのか、家庭・地域・行政等との連携の在り方、関係づくりを丁寧に行う。そして、万が一いじめが発生した場合、被害児童保護の観点からどのような対策を行っていくのかを明確化するために、本基本方針を策定するものとする。

2 組 織

(1) いじめ対策委員会構成員<※緊急対応の場合は、この限りではない>

生徒指導委員（校長・教頭・副教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・各学年1名）・当該学年主任・当該学級担当教員・スクールカウンセラー

(2) 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域、学校運営協議会に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への迅速な対応
- ・年間の取組についてのP D C Aサイクルの確立
- ・学校評価・各種アンケートを踏まえ、達成目標状況の把握とその後の改善を図る

取組

- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の実施及び開催
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

(3) 開催時期<※緊急対応の場合は、この限りではない>

- ・定例の生徒指導委員会およびいじめ対策委員会
- ・その他必要に応じて

(4) 児童・保護者への周知

- ・本基本方針ならびに組織については積極的に広報および児童・保護者に周知徹底
(5月以降ホームページや朝会等を通して、また機会のあるごとに)

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア) 学習環境の整備と積極的な授業改善の取組

- ・自己指導能力の向上を目指した授業の実施
- ・すべての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態、掲示物の工夫、自主学習プリントの工夫
- ・教室や校舎の掲示物を工夫し、穏やかな心の醸成を図る
- ・草花の栽培や農育を通して、心を落ち着ける

イ) 道徳教育・人権教育の充実

- ・芯のしっかりした道徳教育の実践
- ・より良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるこことをねらいとした活動の、意図的・計画的な実施
- ・毎月の人権学習（にこにこ学習）の充実
 - ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
 - ・地域ボランティア等を活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
 - ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

ウ) 体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・学校田畠を活用した農業体験を通して、「生命の多様性」「職業観の育み」を実感できる活動の充実

エ) 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・校内人権月間等における児童による人権啓発活動の推進
- ・縦割り活動等、異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・いじめ防止等人権に関わる標語、スローガン、ポスターの作成と掲示

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア) 日常の児童生徒に関する情報共有（相談体制の整備）

- ・機を逃さない家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・生徒指導部会等による情報共有と組織的な動きの充実
- ・朝会での児童へのはたらきかけ等、いじめに対する学校としての姿勢の積極的な発信

イ) 児童生徒に対する定期的な調査

○アンケートなど

- ・教育アンケート、いじめに特化したアンケート（記述式）を利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握

○教育相談など

- ・日常的な観察や、アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・いじめアンケート実施後に個別面談週間を設置、一人一人の心の声に耳を傾けることでの困り感等早期実態把握・対応
- ・「関わりを大切にしたい児童」に対する、責任指導体制に基づいた日常的な観察・情報交流の活発化
- ・SC等との連携による教育相談

ウ) 研修・アンケートの分析・共通理解

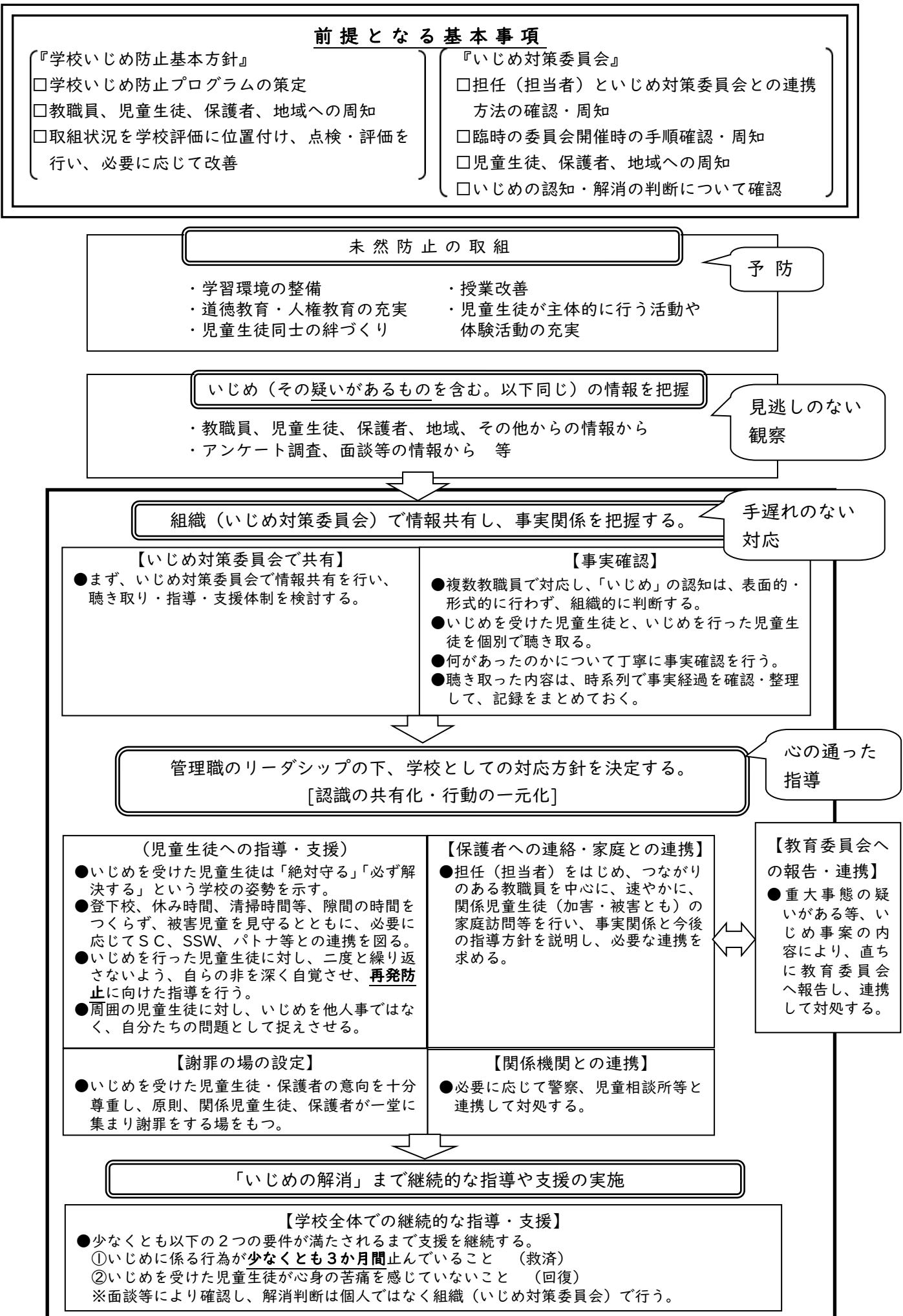
- ・すべての教職員による児童の見守り活動の実施
- ・すべての教職員が、人権感覚を研ぎ澄ました目で児童を見守り得る、日常的な「報・連・相」の徹底

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア) 基本的な考え方

- ・いじめを認識した教職員は速やかに対策委員会および管理職に報告し、組織的な対応につなげる
- ・マニュアルに沿った対応に終わらず、被害児童・家庭の心情を考慮した柔軟な対応を意識する
- ・速やかかつ、正確・丁寧な聞き取り、被害児童に寄り添った対応を意識し、正確な事実関係を把握・記録する
- ・正確な事実確認に努める
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・「報・連・相」を密にした組織的な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害を受けた児童・家庭の保護を最優先にした対応
- ・加害児童への責任ある指導と、保護者との連携
- ・学年末の児童の姿を明確にした、学級・学年等集団全体を見据えた指導

イ) いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・あらゆる機会を通じ、情報モラル教育の普遍化
- ・SNSの実態の認識と非常時の対応方法に関する理解を進める
- ・SNSを使っての「いじめ」に対する関係機関との連携

エ) 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで、学校全体での継続的な指導・支援を行う。
 - ①いじめに係る行為（被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為）が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- 上記①②を面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
- 当該事案について一定の解決・解消が認められた後も、最低限1年間（年度を越えて）は生徒指導部会等で情報共有し、見守りを続ける。

(4) 教職員の資質向上の取組

- ・生徒指導の4つの視点を意識した取組の推進
- ・生徒指導部だけでなく、校内組織全てがいじめを許さない意識をもち、活動計画を策定
- ・日常活動全てを通して、教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとの、関係者会議の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

4 保護者・地域・関係機関等との連携

○児童生徒へのはたらきかけ

- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信
- ・学校だよりに「人権コーナー」を設け、保護者・児童への人権感覚に対する気づきと行動化の啓発をより強固に実施

○ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳学習への積極的な参観を推進し、保護者への啓発活動の場を広げる
- ・人権啓発講演会の実施と保護者への啓発
- ・非行防止教室の保護者参観
- ・あらゆる場での「学校いじめ防止基本方針」の発信

○ その他

- ・達成目標に応じた現状把握、学校評価アンケートの結果の分析、P D C Aサイクルでの見直し等、結果を学校運営協議会で報告し、アドバイス・協力を求めるとともに、地域諸団体との連携を深める

5 重大事態への対処

- 重大事態調査ガイドラインに沿って京都市教育委員会への報告・相談、調査主体等の協議を行う

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【学校が調査主体の場合】

- ・京都市教育委員会の指導の下、学校に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

【京都市教育委員会が調査主体の場合】

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（年度途中に計画を見直し、計画を変更することがあります）

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	生徒指導部会・いじめ対策委員会 職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解・生徒指導教職員研修	にこにこ学習 (人権学習)	前年度からの申送りを学年で共有	授業参観、学年・学級懇談会 保護者への児童理解に関するアンケート実施
5	生徒指導部会 あたたかく見守りたい児童についての交流（教職員研修での共通理解） 人権研修会	にこにこ学習 (人権学習) 憲法月間 縦割り活動の結成		学校関係者評価 いじめ対策委員会の周知（学校HP等にて） 授業参観（道徳） 人権啓発講演会
6	生徒指導部会	にこにこ学習 (人権学習)	第1回いじめに関するアンケート(記名式)の実施 面談週間	
7	いじめ対策委員会 (いじめアンケート結果の情報共有及び学校いじめ防止プログラムの見直し) 生徒指導部会 人権研修会	にこにこ学習 (人権学習) 5年山の家 7/1-3	教育アンケートの実施	個人懇談
8	生徒指導研修会予定 生徒指導部会			
9	いじめ対策委員会 (学校いじめ防止プログラムの見直し) 生徒指導部会	にこにこ学習 (人権学習)		
10	生徒指導部会	にこにこ学習 (人権学習) 運動会 10/10 6年修学旅行 10/23、24	教育アンケート結果の開示	運動会
11	生徒指導部会	にこにこ学習 (人権学習) 学習発表会 11/27	第2回いじめに関するアンケート(記名式)の実施 面談週間	学習発表会 学校関係者評価
12	いじめ対策委員会 (いじめアンケート結果の情報共有及び学校いじめ防止プログラムの見直し) 生徒指導部会	にこにこ学習 (人権学習) 人権月間	教育アンケートの実施	個人懇談会
1	いじめ対策委員会 (学校いじめ防止プログラムの見直し) 生徒指導部会	にこにこ学習 (人権学習)		
2	生徒指導部会 生徒指導の年間振り返りとまとめ	にこにこ学習 (人権学習)		新1年入学説明会 授業参観、学年・学級懇談会 学校関係者評価
3	いじめ対策委員会 (学校いじめ防止プログラムの見直し) 生徒指導部会(年間総括)	にこにこ学習 (人権学習)	学校評価結果の開示	